

鈴鹿都市計画地区計画の決定（鈴鹿市決定）

都市計画白子駅前・江島地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	白子駅前・江島地区 地区計画	
位 置	鈴鹿市白子駅前，江島町地内	
面 積	約12.4ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は，近鉄名古屋線白子駅の北西部約150mに位置し，土地区画整理事業の完了により，住・商の地区特性を生かした駅周辺にふさわしい魅力ある街並みの形成を図る。
	土地利用の方針	白子駅周辺及び幹線街路（W=16m）沿線の商業及び近隣商業地域は，商業業務系の高度利用を図る外，住居地域は良好な住環境を維持した沿道の土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な商業及び居住環境を確保するため，建築物の用途，敷地の面積，壁面の位置について制限を定める。

2. 地区整備計画

地区の名称		白子駅前・江島地区					
面積		約12.4ha					
地区整備計画	地区の区分	名称	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	
		面積	約3.1ha	約4.5ha	約1.2ha	約3.6ha	
	建築物等のに関する制限	建築物の用途の制限	1. 倉庫業を営む倉庫 2. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの	1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの 2. 倉庫業を営む倉庫	B地区と同様とする。		1. マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの 2. 自動車教習所 3. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	A地区と同様とする。	/		A地区と同様とする。
建築物の壁面の位置の制限	幹線道路 (W=16m) の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0mとする。	A地区と同様とする。	/				A地区と同様とする。
地区計画の対象区域, 地区整備計画を定める区域, 地区の区域区分, 壁面の位置の制限を行う区域は, 計画図表示のとおり。							